学校法人修道学園寄附行為

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人修道学園と称する。

（事務所の所在地）

第２条　この法人は、事務所を広島市安佐南区大塚東一丁目１番１号に置く。

第２章　目的、設置する学校及び収益事業

（目的）

第３条　この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校を設置し、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第４条　この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

（１）広島修道大学　大学院　商学研究科　経済科学研究科　人文科学研究科　法学研究科
商学部　商学科　経営学科
経済科学部　現代経済学科　経済情報学科
人文学部　人間関係学科　社会学科　教育学科　英語英文学科
法学部　法律学科
人間環境学部　人間環境学科
健康科学部　心理学科　健康栄養学科
国際コミュニティ学部　国際政治学科　地域行政学科
農学部　食農科学科　生物科学科　環境社会科学科

（２）修道高等学校　全日制課程　普通科

（３）広島修道大学ひろしま協創高等学校　全日制課程　普通科

（４）修道中学校

（５）広島修道大学ひろしま協創中学校

（収益事業）

第５条　この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、収益事業として不動産賃貸業を行う。

第３章　機関の設置

（役員、評議員及び会計監査人の設置）

第６条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　２１人

（２）監事　３人

２　前項第２号の監事のうち１人は常勤の監事とする。

３　この法人に、評議員２５人を置く。

４　この法人に、会計監査人１人を置く。

（理事選任機関）

第７条　この法人に、私立学校法第１８条第１項で定める理事選任機関として、役員等選任等委員会（以下「選任等委員会」という。）を置くものとする。

２　理事は、前項の選任等委員会が選任する。

３　選任等委員会の構成員（以下「構成員」という。）は、理事３人、評議員３人、学外有識者１人とする。

４　構成員について、理事に関しては理事長及び専務理事を含むものとし、他の理事１人は理事会で選任し、評議員に関しては評議員会で選任し、学外有識者は、構成員として選任された理事及び評議員の過半数の同意を得て選任する。

５　構成員の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した構成員の補欠として選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　構成員は、理事又は評議員の職を退いたときは、構成員としての職を失うものとする。
７　選任等委員会は、理事長が招集する。
８　選任等委員会は、理事を選任するときは、理事長に対し評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。選任等委員会は、この評議員会の意見を十分に参酌して、理事を選任しなければならない。
９　選任等委員会の決議は、議決に加わることができる構成員の３分の２以上が出席し、その３分の２以上をもって行う。
１０　監事又は評議員会は、選任等委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、選任等委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、選任等委員会を招集しなければならない。
１１　選任等委員会の議事録その他選任等委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　理事会及び理事

第１節　理事の選任及び解任等

（理事の選任）
第８条　理事は、次の各号に掲げる者とする。
（１）この法人の教職員（設置学校の学長又は校長を含む。）のうちから選任等委員会において選任した者　１０人
（２）前号に掲げる者のほか、選任等委員会において選任した者　１１人
２　前項第１号に定める理事の中には、この法人の設置学校の学長又は校長を１人以上含むものとする。
３　第１項第２号に定める理事の中には、私立学校法第３１条第４項第２号に該当する者として、学外有識者を２人以上含むものとする。
４　第１項第１号に定める理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
５　選任等委員会は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）
第９条　選任等委員会は、私立学校法第３１条第１項（欠格事由）の各号のいずれかに該当する者、及び私立学校法第３１条第２項に定めるこの法人の被解任役員に該当する者を、理事に選任することはできない。
２　理事は、この法人の監事又は評議員を兼ねることはできない。
３　理事は、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として私立学校法施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであってはならない。
４　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

（理事の任期）
第１０条　理事の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　理事は、再任されることができる。

（理事の解任、評議員会による解任の求め等及び退任）
第１１条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、選任等委員会の決議によって、解任することができる。この場合、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）理事としてふさわしくない重大な非行があったとき
２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、選任等委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。
３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から２週間以内に選任等委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から３０日以内に、訴えをもって、当該理事の解任を請求することができる。
４　理事は、次の事由によって退任する。
（１）任期の満了
（２）辞任
（３）死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）
第１２条　理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによって理事の総数が第６条第１項第１号に定める定数を下回ることとなった場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
２　理事のうち、第６条第１項第１号に定める定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１か月以内に補充しなければならない。

第２節　理事会及び理事の職務等
（理事会）
第１３条　この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

（理事会の職務等）
第１４条　理事会は、次に掲げる職務を行う。
（１）この法人の業務を決定すること
（２）理事長、専務理事等その他のこの法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること
（３）前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為をもって定めるところにより理事会が行うこととされた職務
２　理事会は、次に掲げる事項については、私立学校法第３６条第３項に基づき、理事会において決議を要する事項とし、理事に委任してはならない。
（１）基本財産若しくは運用財産中の不動産及び積立金等この法人の重要な資産の処分又は譲受
（２）多額の借財
（３）この法人の設置学校の学長又は校長その他の重要な役割を担う教職員の選任及び解任
（４）この法人の重要な組織の設置、変更及び廃止
（５）理事の職務の執行が法令及びこの寄附行為に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして施行規則に定める体制の整備
（６）予算及び事業計画並びに私立学校法第１４８条第２項に規定する中期事業計画の作成又は変更
（７）私立学校法第１００条第１項に規定する役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
（８）収益を目的とする事業に関する重要事項
（９）前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項

（理事の職務）
第１５条　理事は、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事のうち１人を理事長とし、理事総数の過半数の決議によって選定する。理事長の職を解職するときも、同様とする。
３　理事（理事長を除く。）のうち１人を専務理事とし、理事総数の過半数の決議によって選定する。専務理事の職を解職するときも、同様とする。

４　前項の専務理事をもって、私立学校法第３７条第３項の代表業務執行理事とする。
５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
６　専務理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

（代表権の制限）
第１６条　理事長及び専務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長の職務の代理等）
第１７条　理事長に事故あるときは、専務理事がその職務（理事長に事故あるときに当該業務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（理事長等の報告義務）
第１８条　理事長、専務理事は、毎会計年度に３か月に１回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。
２　理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（理事の競業取引及び利益相反取引の制限）
第１９条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
（１）理事が自己又は第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
（２）理事が自己又は第三者のために、この法人と取引をしようとするとき
（３）この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
２　前項第１号の取引を競業取引といい、第２号及び第３号の取引を利益相反取引という。
３　民法第１０８条の規定は、第１項の承認を受けた利益相反取引については適用しない。
４　第１項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第３節　理事会の運営
（理事会の招集）
第２０条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が理事会を招集する。
３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、その招集を請求した理事は、理事会を招集することができる。
５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議の目的である事項を、書面又は電磁的方法（理事及び監事の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
６　前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
７　前二項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（理事会の議長）
第２１条　理事会に議長を置き、理事長をもってこれにあてる。
２　前条第２項により理事会を招集した場合には、専務理事が理事会の議長となり、前条第４項（理事による理事会の招集）並びに第３５条第１項（監事による理事会の招集）の規定に基づき理事会を招

集した場合には、出席理事の互選により、理事会の議長を決める。

（理事会の決議）
第２２条　理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項並びに法令及びこの寄附行為において理事会の決議を要することとされている事項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
３　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとする。

（理事会への報告の省略）
第２３条　理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこととできる。
２　前項の規定は、第１８条第１項（理事長等の報告義務）の規定による報告については、適用しない。

（理事会の議事録）
第２４条　理事長は、理事会の開催日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）並びに決議事項その他の事項等、施行規則で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事２人以上及び出席した監事が署名捺印（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第６１条第２項（評議員会の議事録）において同じ。）し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。
３　理事会の決議に参加した理事であって、当該理事会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
４　第１９条第１項第２号又は３号に規定する利益相反取引に関する理事会での承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

（業務の決定の委任）
第２５条　法令及びこの寄附行為の規定により、理事会において決定しなければならないとされている事項以外の事項であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（理事会運営協議会）
第２６条　この法人の基本的な運営方針、事業計画その他重要事項を協議すると共に、法令及びこの寄附行為の規定により、理事会において決定しなければならないとされている事項以外で、あらかじめ理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に、理事会運営協議会を置く。
２　前項の理事会運営協議会の構成、運営、議事録等に関する事項は、別に定める。

第５章　監事

第１節　監事の選任及び解任等

（監事の選任）
第２７条　監事は、第７条において定める選任等委員会において選出した候補者のうちから、評議員会の決議によって選任する。
２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任する。
３　評議員会は、監事の総数が第６条第１項第２号に定める定数を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）
第２８条　評議員会は、私立学校法第４６条第１項に定める次の者を、監事に選任することはできない。

（１）私立学校法第３１条第１項（欠格事由）に掲げる各号のいずれかに該当する者
（２）私立学校法第３１条第２項に定める被解任役員
２　監事は、この法人の理事、評議員若しくは教職員を兼ねることはできない。
３　監事は、他の監事、１人以上の理事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。

（監事の任期）
第２９条　監事の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　監事は、再任されることができる。

（監事の解任、評議員による解任の訴え及び退任）
第３０条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
（３）監事としてふさわしくない重大な非行があったとき
２　前項の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
３　監事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から３０日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。
４　監事は、次の事由によって退任する。
（１）任期の満了
（２）辞任
（３）死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続き）
第３１条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求できる。
３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）
第３２条　監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによって監事の総数が第６条第１項第２号に定める定数を下回ることとなった場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。
２　監事のうち、第６条第１項第２号に定める定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１か月以内に補充しなければならない。

（常勤の監事の選定及び解職）
第３３条　第６条第２項に定める常勤の監事については、その候補者を選任等委員会が選出し、評議員会が選定する。常勤の監事を解職するときも、同様とする。
２　前項において、理事が常勤の監事の選定に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得ておかなければならない。

第２節　監事の職務等

（監事の職務）

第３４条　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること

（２）前号の監査に基づき、法令で定めるところにより、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３か月以内に理事会及び評議員会に提出すること

（３）理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること

（４）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに選任等委員会に対し報告すること

（５）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況に関し、不正の行為若しくは法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令又はこの寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること

（６）前号の報告が、理事の業務の執行に関するものであるときは、その内容を選任等委員会にも報告すること

（７）前二号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、理事会及び評議員会又は選任等委員会の招集を請求すること

（８）前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

（監事による理事会、評議員会又は選任等委員会の招集）

第３５条　前条第７号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会、評議員会又は選任等委員会（以下、この条において「理事会等」という。）の日とする理事会等の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第２０条第１項（理事会の招集）、第５２条第１項（評議員会の招集）、第７条第７項（選任等委員会の招集）の規定にかかわらず、理事会等を招集することができる。

２　前項により、監事が理事会等を招集する場合には、会議の日時及び場所、会議の目的である事項、会議の場所に存しない理事、評議員又は選任等委員会の構成員の書面等による議決権の行使に関する事項を定め、理事会に関しては理事及び他の監事に対して、評議員会に関しては評議員及び他の監事に対して、選任等委員会に関しては構成員に対して、書面又は電磁的方法（理事会に関しては理事及び監事、評議員会に関しては評議員、選任等委員会に関しては構成員の承諾を得た場合に限る。）により、通知しなければならない。

３　前項の通知は、理事会等の日の１週間前までに発しなければならない。ただし、理事会又は選任等委員会に関しては、緊急を要する場合はこの限りではない。

（監事の調査権限）

第３６条　監事は、いつでも、理事及びこの法人の教職員に対して、事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人からの報告の徴求）

第３７条　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対して、その監査に関する報告を求めることができる。

（評議員会に提出する議案等の調査義務）

第３８条　監事は、理事が評議員会に提出しようとしている議案、書類その他施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止めの訴え）

第３９条　監事は、理事が、この法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって、この法

人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

第６章　評議員会及び評議員

第１節　評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）

第４０条　評議員は、次に掲げる者とし、第７条において定める選任等委員会において選任する。

（１）この法人の教職員（設置学校の学長又は校長を除く。）のうちから選任した者　７人

（２）この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢２５年以上の者のうちから選任した者　５人

（３）学外有識者のうちから選任した者　１０人

（４）この法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者のうちから選任した者　３人

２　前項第１号及び第４号に規定する評議員は、この法人の教職員、設置する学校の在学者の父母又は保護者の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

３　選任等委員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

４　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任又は解任に関し必要な事項は別に定める。

（評議員選任に関する規制）

第４１条　前条に基づき、評議員を選任するときは、第７条第９項の規定にかかわらず、選任等委員会の構成員全員が出席しなければならないものとし、議決に加わることができる構成員の３分の２以上による決議をもって選任するものとする。

（評議員の資格及び構成）

第４２条　選任等委員会は、私立学校法第６２条第１項で準用する同法第３１条第１項（欠格事由）の各号のいずれかに該当する者、及び私立学校法第３１条第２項に定めるこの法人の被解任役員に該当する者を、評議員に選任することはできない。

２　評議員は、この法人の理事、監事を兼ねることはできない。

３　評議員は、他の２人以上の評議員、２人以上の理事又は２人以上の監事と特別利害関係を有するものであってはならない。

４　他の評議員、理事又は監事のいずれかと特別利害関係を有する評議員の数の合計は、評議員の総数の６分の１以内でなければならない。

（評議員の任期）

第４３条　評議員の任期は、選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第４４条　評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、選任等委員会の決議によって、解任することができる。この場合、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

（評議員に欠員を生じた場合の措置）

第４５条　評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによって評議員の総数が第６条第３項に定

める定数を下回ることとなった場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
２　評議員について、第６条第３項に定める定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１か月以内に補充しなければならない。

第２節　評議員会及び評議員の職務等

（評議員会）
第４６条　この法人に、評議員をもって組織する評議員会を置く。

（評議員会の意見具申、決議事項、諮問事項等）
第４７条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して、意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。
２　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
（１）寄附行為の変更
（２）私立学校法第１０９条第１項第１号に規定する事由による解散
（３）合併
３　理事会において次に掲げる事項についての決定をするときは、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
（１）基本財産若しくは運用財産中の不動産及び積立金等この法人の重要な資産の処分又は譲受
（２）多額の借財
（３）予算及び事業計画並びに私立学校法第１４８条第２項に規定する中期事業計画の作成又は変更
（４）私立学校法第１００条第１項に規定する役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
（５）収益を目的とする事業に関する重要事項
（６）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
（７）寄附金品の募集に関する事項
（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

（理事の行為の差止めの求め）
第４８条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、第３９条に定める訴えの提起を監事に求めることができる。
２　評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

（責任追及の訴えの求め）
第４９条　評議員会は、書面その他施行規則で定める方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え（以下、「責任追及の訴え」という。）の提起を求めることができる。
２　前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があった日から６０日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事（理事の責任を追及する訴えの場合には監事）は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。
３　前項に規定する場合において、第１項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたときは、理事長（理事の責任を追及する訴えの場合には監事）は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他施行規則で定める方法により通知しなければならない。

（評議員による寄附行為等の閲覧等）
第５０条　評議員は、この法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議

事録、会計帳簿及びこれに関する資料、第８９条第１項に規定する計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、財産目録、監事の監査報告、会計監査人の会計監査報告、第９１条第１項に規定する役員等名簿等について、閲覧の請求又は謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる。

第３節　評議員会の運営

（評議員会の開催）

第５１条　評議員会は、定時評議員会として、毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集の手続き等）

第５２条　評議員会は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員及び監事に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により、通知しなければならない。

（１）会議の日時及び場所

（２）会議の目的である事項があるときは、当該事項

（３）会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

（４）前３号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

３　評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する。

４　第２項の通知は、評議員会の日の１週間前までに発しなければならない。

５　前項の通知には、第２項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しておかなければならない。

（評議員会の議長）

第５３条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（評議員による評議員会の招集の請求又は議題等の請求）

第５４条　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

２　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の３０日前までにしなければならない。

（評議員による評議員会の招集等）

第５５条　前条第１項の規定による請求があつた日から３０日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

２　第５２条第１項、第２項及び第３項の規定にかかわらず、前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、同項の評議員は、その全員の協議により、第５２条第２項各号に掲げる事項を定めなければならない。

３　第５２条第４項の規定にかかわらず、本条第１項の規定により評議員が評議員会を招集するには、同項の評議員は、評議員会の日の１週間前までに、同項の評議員以外の評議員及び監事に対して、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により、その通知をしなければならない。

４　前項の通知には、第５２条第２項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第５６条　第５２条第４項及び前条第３項又は第３５条（評議員会の招集の場合に限る。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（評議員による議案の提出）

第５７条　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくはこの寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の１０分の１以上の賛成を得られなかつた日から３年を経過していない場合は、この限りでない。
２　評議員の総数の１０分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の日の３０日前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を、第５２条第４項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。
３　前項の規定は、同項の議案が法令若しくはこの寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の１０分の１以上の賛成を得られなかった日から３年を経過していない場合には、適用しない。

（評議員会の決議）
第５８条　評議員会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。
２　前項並びに法令及びこの寄附行為において評議員会の決議を要することとされている事項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
３　評議員は、書面又は電磁的方法により、評議員会の議決に加わることができるものとする。
４　評議員会は、会議の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第７０条第２項において規定する定時評議員会へ会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

（評議員会への報告の省略）
第５９条　理事が、評議員及び監事に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（役員の評議員会への出席等）
第６０条　理事長、専務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。
２　理事長、専務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

（評議員会の議事録）
第６１条　評議員会の議事については、評議員会の開催日時及び場所（当該場所に存しない評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）並びに決議事項その他の事項等、施行規則で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員２人以上及び出席した監事が署名捺印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

第７章　会計監査人

第１節　会計監査人の選任及び解任等

（会計監査人の選任）
第６２条　会計監査人は、第７条において定める選任等委員会において選出した候補者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の資格）
第６３条　この法人の会計監査人は、監査法人とする。
２　前項の監査法人は、公認会計士法の規定により、この法人の財務書類の監査又は証明をすることができる監査法人に該当するものでなければならない。
３　監査法人の社員で、この法人の会計監査人の職務を行うべき者として選定された者は、公認会計士法の規定により、私立学校法第１０３条第２項に規定する計算書類について監査をすることができる者に該当する者でなければならない。

（会計監査人の任期）
第６４条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時評議員会において、再任しない（以下「不再任」という。）旨等別段の決議がされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。
３　前項の会計監査人の再任又は不再任に関しては、あらかじめ選任等委員会の審議を経るものとする。

（会計監査人の解任）
第６５条　会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
２　監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によって当該会計監査人を解任することができる。
３　前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。また、選任等委員会にも同様に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任並びに不再任等に関する手続）
第６６条　評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容は、監事が決定する。
２　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
３　会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
４　会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
５　理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）
第６７条　会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
２　前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
３　一時会計監査人の職務を行うべき者が、第６５条第１項のいずれかの事由に該当するときは、監事の全員の合意によって解任することができる。

第２節　会計監査人の職務等
（会計監査人の職務等）
第６８条　会計監査人は、私立学校法第３章第５節の定めるところにより、私立学校法第１０３条第２項に規定するこの法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録その他施行規則で定めるものを監査する。
２　会計監査人は、前項の監査を行ったときは、施行規則の定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。
３　会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（２）前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
（３）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を施行規則で定める方法により表示したものの閲覧の請求
（４）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、この法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
４　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（監事に対する報告）
第６９条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。
２　会計監査人は、監事がその職務を行うために、会計監査人の監査に関する報告を求めたときには、これに速やかに応じなければならない。

（定時評議員会における会計監査人の意見の陳述）
第７０条　第６８条第１項に規定する書類が法令又はこの寄附行為に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べることができる。
２　定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。

（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与）
第７１条 理事長は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第８章　役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等
（役員、評議員又は会計監査人のこの法人に対する損害賠償責任）
第７２条　役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
２　理事が第１９条第１項の規定に違反して同項第１号の競業取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
３　第１９条第１項第２号又は第３号の利益相反取引によって、この法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。
（１）第１９条第１項第２号又は第３号の利益相反取引をした理事
（２）この法人が当該取引をすることを決定した理事
（３）当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）
第７３条　役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
２　次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
（１）理事　次に掲げる行為
　イ　私立学校法第１０３条第２項に規定する計算書類等及び同法第１０７条第１項第１号に規定する財産目録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
　ロ　虚偽の登記
　ハ　虚偽の公告
（２）監事　監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
（３）会計監査人　会計監査報告に記載し又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）
第７４条　役員、評議員又は会計監査人がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（評議員会の決議による損害賠償責任の免除等）
第７５条　役員、評議員又は会計監査人の第７２条第１項の責任は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の全員一致がなければ、免除することができない。
２　前項にかかわらず、役員又は会計監査人の第７２条第１項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から私立学校法第９２条第１項第２号に基づき算定された最低責任限度額を控除して得た額を限度として、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数による決議により、免除することができる。
３　前項の場合には、理事は、同項の評議員会において、次に掲げる事項を開示しなければならない。
（１）損害賠償責任の原因となった事実及び損害賠償の責任を負う額
（２）前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
（３）損害賠償責任を免除すべき理由及び免除額
４　理事は、第２項において、理事の責任の免除にかかわる議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
５　第２項の決議があった場合において、この法人が、当該決議後に、同項の役員又は会計監査人に対し、退職慰労金その他施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を得なければならない。

（理事会の決議による損害賠償責任の一部免除）
第７６条　前条第１項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、私立学校法第９２条第１項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。
２　理事は、前項において、理事の責任の免除にかかわる議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
３　第１項の決議をした場合、理事は、評議員に対して、前条第３項各号に掲げる事項及び損害賠償責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を通知しなければならない。ただし、当該期間は１か月を下ることはできない。
４　総評議員の１０分の１以上の評議員が、前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定による損害賠償責任の免除をすることはできない。
５　前条第５項の規定は、第１項の規定による損害賠償責任の免除を理事会で決議した場合について準用する。

（理事が自己のためにした取引に関する特則）
第７７条　前２条（第７５条第１項を除く。）の規定は、第１９条第１項第２号に規定する利益相反取引のうち、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害に関して、この法人に対し賠償する責任については、適用しない。

（役員、評議員又は会計監査人のために締結される保険契約）
第７８条　この法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員、評議員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員、評議員又は会計監査人を被保険者とするもの（「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。
２　第１９条第１項（理事の競業取引及び利益相反取引）及び第１９条第４項（理事の競業取引及び利

益相反取引の理事会への報告義務）並びに第７２条第３項（理事の利益相反取引による損害賠償責任）の規定は、理事を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の締結については、適用しない。
３　民法第１０８条の規定は、第１項の決議によって内容が定められた前項の役員等損害賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

第９章　資産及び会計等

（資産）
第７９条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）
第８０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
５　寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

（基本財産等の処分の制限）
第８１条　基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の３分の２以上に当たる多数による決議を得て、その一部にかぎり処分することができる。

（積立金の保管）
第８２条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、又は確実な銀行等金融機関に定期預金とするか、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

（経費支弁）
第８３条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（役員及び評議員に対する報酬等）
第８４条　私立学校法第１００条第１項及び施行規則に定めるところにより、役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（会計）
第８５条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
２　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（会計年度）
第８６条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終るものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）
第８７条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会において理事総数の３分の２以上に当たる多数による決議を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
２　この法人の事業に関する中期的な計画（「中期事業計画」という。以下同じ。）は、５年以上で理事

会において定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の３分の２以上に当たる多数による決議を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
３　第１項の事業計画及び前項の中期事業計画を作成するに当たっては、学校教育法第１０９条第２項（認証評価機関による定期的な認証評価）に規定する認証評価の結果を踏まえたものとしなければならない。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
第８８条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上に当たる多数による決議を得なければならない。
２　多額の借財についても、前項と同様とする。

（決算及び事業報告）
第８９条　この法人の決算及び事業報告については、毎会計年度終了後３か月以内に、理事長は次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第１号から第３号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）計算書類
（２）計算書類の附属明細書
（３）財産目録
（４）事業報告書
（５）事業報告書の附属明細書
２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類を定時評議員会に提出し、その内容を報告し、定時評議員会の意見を聴かなければならない。

（計算書類等の備置き及び閲覧等）
第９０条　この法人は、前条第１項の書類、監事の監査報告、会計監査人の会計監査報告を、前条第２項の定時評議員会の日の１週間前から、常に事務所に備え置かなければならない。
２　この法人の各設置学校においても、前項の書類の写しを、同様に備え置かなければならない。
３　第１項の書類又はその写しについて、この法人の業務時間内に、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

（役員等名簿等の作成、備置き及び閲覧等）
第９１条　この法人は、毎会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類（以下「役員等名簿等」という。）を作成しなければならない。
（１）役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した書類をいう。）
（２）役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
２　この法人は、役員等名簿等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、常に事務所に備え置かなければならない。
３　この法人の各設置学校においても、役員等名簿等の写しを、同様に備え置かなければならない。
４　役員等名簿等又はその写しについて、この法人の業務時間内に、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について、評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は謄本若しくは抄本を交付することができる。

（収益事業の利益金の繰り入れ）
第９２条　収益事業会計の決算により生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（資産総額の変更登記）

第９３条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後３か月以内に登記しなければならない。

第１０章　寄附行為の変更等

（寄附行為の変更）

第９４条　この法人が寄附行為を変更しようとするときは、理事会において議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数による決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

２　前項にかかわらず、施行規則により、寄附行為の変更を届出により行うことができるとされている事項については、理事会において議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数による決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

（寄附行為の備置き及び閲覧等）

第９５条　この法人は、寄附行為を、常に事務所に備え置かなければならない。

２　この法人の各設置学校においても、寄附行為の写しを、前項と同様に備え置かなければならない。

３　寄附行為又はその写しについて、この法人の業務時間内に、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

第１１章　法人の解散及び合併

（法人の解散）

第９６条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会における理事総数の３分の２以上に当たる多数による決議及び評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）文部科学大臣の解散命令

２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第９７条　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の３分の２以上に当たる多数による決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（法人の合併）

第９８条　この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上に当たる多数による決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第１２章　情報の公表並びに公告の方法等

（情報の公表）

第９９条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）監事の監査報告又は会計監査人の会計監査報告を作成したとき　当該監査報告の内容

（３）計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、財産目録、役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　これらの書類の内容

（４）役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬等の支給の基準の内容

（公告の方法）

第１００条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

（施行細則）
第１０１条　この寄附行為の施行にかかわる細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附　則
１　削除
２　この寄附行為は、1958（昭和 33）年６月１日より適用する。ただし、第 14 条は、次の改選期より適用する。
附　則
１　この寄附行為の改正は、1960（昭和 35）年４月１日から施行する。
２　修道短期大学は、第４条の規定にかかわらず、1961（昭和 36）年３月 31 日まで存続する。
３　現任評議員は、第 17 条の規定にかかわらず、残存期間中は、なおその職務を行う。
附　則
この寄附行為の改正は、1960（昭和 35）年８月 25 日より施行する。
附　則（1966（昭和 41）年７月 11 日）
この寄附行為改正のとき現任の理事の任期は、第 13 条の規定により、選任された日から満３年とする。
但し、補欠又は補充の理事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
この寄附行為改定のとき現任の評議員の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、選任された日から満４年とする。但し、補欠又は補充の評議員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
附　則（1969（昭和 44）年６月 23 日）
この寄附行為の改正は、次の改選期から適用する。
附　則（1971（昭和 46）年３月 31 日）
この寄附行為の改正は、1971（昭和 46）年４月１日から施行する。
附　則（1971（昭和 46）年８月５日）
この寄附行為の改正は、1971（昭和 46）年８月５日から施行する。
附　則（1973（昭和 48）年１月 27 日）
この寄附行為の改正は、1973（昭和 48）年４月１日から施行する。
附　則（1974（昭和 49）年７月 18 日）
この寄附行為の改正は、1974（昭和 49）年７月 18 日から施行する。
附　則（1976（昭和 51）年１月 10 日）
この寄附行為の改正は、1976（昭和 51）年１月 10 日から施行する。
附　則（1978（昭和 53）年３月 24 日）
この寄附行為の改正は、1978（昭和 53）年３月 24 日から施行する。
附　則（1981（昭和 56）年３月 26 日）
この寄附行為の改正は、1981（昭和 56）年３月 26 日から施行する。
附　則（1988（昭和 63）年４月 15 日）
１　この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1988（昭和 63）年４月 15 日）から改正施行する。
２　この寄附行為の改正施行に伴い、新たに理事又は評議員となった者の任期は、第 13 条第１項又は第 18 条第１項の規定にかかわらず、現任の理事又は評議員の残存期間とする。
附　則（1989（平成元）年 12 月 22 日）
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1989（平成元）年 12 月 22 日）から改正施行する。
附　則（1996（平成８）年 12 月 19 日）
この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1996（平成８）年 12 月 19 日）から施行する。
附　則（1997（平成９）年２月 18 日）
（施行期日）
平成９年２月 18 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成９年４月１日から施行する。
（広島修道大学商学部商業学科の存続に関する経過措置）
広島修道大学商学部商業学科は、改正後の寄附行為第４条第１項第１号の規定にかかわらず 1997（平成９）年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとす

る。
附　則（1998（平成 10）年３月９日）
　この寄附行為の改正は、1998（平成 10）年３月９日から施行する。
附　則（2000（平成 12）年 12 月 21 日）
　この寄附行為は、文部大臣の認可の日（2000（平成 12）年 12 月 21 日）から施行する。
附　則（2001（平成 13）年 12 月 20 日）
　この寄附行為の第４条第１号、第５条第１項第１号、第９条第１項第２号、第 11 条第３号、第 14 条第１項、第 17 条第１項第１号、第 28 条第２項、第４項、第 30 条第２項及び第 31 条第２項は、文部科学大臣の認可の日（2001（平成 13）年 12 月 20 日）から施行する。
但し、第５条第１項第１号、第９条第１項第２号、第 14 条第１項及び第 17 条第１項第１号は、2002（平成 14）年５月の任期満了に伴う改選期から適用する。
附　則（2003（平成 15）年 11 月 27 日）
　この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2003（平成 15）年 11 月 27 日）から施行する。
附　則（2004（平成 16）年５月 24 日）
　この寄附行為の改正は、2004（平成 16）年５月 24 日から施行する。
附　則（2005（平成 17）年１月 28 日）
　この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2005（平成 17）年１月 28 日）から施行する。
附　則
　2005（平成 17）年２月４日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2005（平成 17）年４月１日から施行する。
附　則
　この寄附行為の改正は、2007（平成 19）年４月１日から施行する。
（広島修道大学商学部国際商学科の存続に関する経過措置）
広島修道大学商学部国際商学科は、改正後の寄附行為第４条第１項第１号の規定にかかわらず 2007（平成 19）年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則
１　学校法人鈴峯学園との合併等に伴い、2015（平成 27）年１月６日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2015（平成 27）年４月１日から施行する。
２　鈴峯女子短期大学言語文化情報学科は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず、2014（平成 26）年３月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則
　この寄附行為の改正は、2016（平成 28）年３月 28 日から施行する。
附　則
　この寄附行為の改正は、2016（平成 28）年４月１日から施行する。
附　則
　この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2016（平成 28）年 10 月 31 日）から施行する。
附　則
　この寄附行為の改正は、2017（平成 29）年３月 27 日から施行する。
附　則
　この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（2017（平成 29）年 11 月 16 日）から施行する。
附　則
　この寄附行為の改正は、2018（平成 30）年４月１日から施行する。
附　則
　この寄附行為の改正は、2019（平成 31）年４月１日から施行する。
附　則
　2018（平成 30）年 12 月 25 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2019（平成 31）年４月１日から施行する。
附　則
　この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2019（令和元）年 10 月 29 日）から施行する。

附　則

2020（令和２）年３月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020（令和２）年４月１日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（2023（令和５）年６月 14 日）から施行する。

附　則

この寄附行為の改正は、2024（令和６）年４月１日から施行する。

附　則

１　この寄附行為は、2025（令和７）年４月１日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤の監事に関する規定は、2025（令和７）年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

２　この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025（令和７）年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

３　この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の任期は、2026（令和８）年５月 28 日までであるが、私立学校法及びこの寄附行為の改正に伴い、役員及び評議員全員、その任期を 2025（令和７）年度の定時評議員会の終結の時までに短縮する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2026（令和８）年８月28日）から施行する。